

ほっかいどうの社会保障

2011年10月28日

北海道社会保障推進協議会

Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

本人が必要な支援、利用料は原則無料！

障害者総合福祉法・骨格提言



10月22日、障道協（障害者の生活と権利を守る北海道連絡会）は、学習会「私たちの切なる願い！障害者自立支援法廃止後の『新法』へ」を開催しました。

講師は三田優子さん（大阪府立大学准教授）で、自身も委員として関り障害を持つ当事者も加え55人で構成される総合福祉部会がまとめた新法（総合福祉法）の骨格提案を中心にお話しました。

新法の背景には、障害者自立支援法の違憲判決後

の国と原告団の基本合意（現行法の廃止、2013年までに当事者の意見を十分聞く）や障害者権利の締結に向けての国内法の整備などがあります。

提案では、「法の目的」に憲法13、14、22、25条などの基本的人権、全ての障害者が障害のない市民との平等と公平、「法の理念」に保護の対象から権利の主体への転換などを盛り込みました。国や自治体の基盤整備をはじめとした義務も明確にして、地域間の格差も是正し全ての障害者が受けられるようにすること（現在750万人のうち60万人しか利用していない）、介護保険対象年齢になっても従来から受けていた支援を継続できるようにすべきとしています。

障害の範囲も、心身の機能の障害として慢性疾患に伴う機能障害を含めました。その証明は医師以外の専門職に意見書でも可としています。支援サービスの内容も本人のニーズにあったものとし、その利用料は原則無料（世界の常識になっているそうです）。福祉従事者が誇りと展望が持てる賃金にすることも求めています。

日本の予算はOECDで31番目 骨抜きにされずよりよい法案に

三田さんは、財源問題にも触れ、実現可能な枠を見つけるのではなく、本当に障害者の地域生活を豊かにする仕組みが必要と強調し、日本の障害関係社会的支出対GDPは35カ国中下から5番目で、OECD平均にすれと現予算の2.7倍になると紹介。骨格提案にも不十分なところもある、骨抜きにされないように、多くの人たちで議論を深めてよりよい内容にすることが大切と結びました。「障害者総合福祉法」は国が来年夏に国会に提出され、2013年8月から施行予定です。

参加者は100名を越え、質疑では、障害者から相談先がなく困っているなどの切実な要望も出されました。



社会保障・税番号「マイナンバー」は問題点いっぱい 生存権を脅かす「社会保障個人会計制度」の基盤づくりに



10月22日、北海道保険医が、「2011医療フォーラム 社会保障・番号『マイナンバー』を検証する」を開催し、細谷祐輔弁護士が制度の概要（個人や企業等に付番）と問題点を基調報告し、佐久間哲常任理事が医療分野について追加発言しました。

細谷氏は「税負担の不公平は海外取引などもあり解消されない」「制度導入だけでも6000億円超で、政府は全体の費用は示していず費用対効果は検証できない」「導入の必要性が明確でない（他の方法もある）」「社会保障個人会計の導入のおそれ」「プライバシー侵害」などの問題点を指摘し違憲性にも言及しました。

意見交換でも「個人が負担している額の範囲内に給付を抑える社会保障個人会計の導入は必要な社会保障が受けられなくなり生存権を脅かす恐れがある」など反対する意見が相次ぎました。

政府は、社会保障・税一体改革とセットで提案し今年度中の法案提出を準備しています。経済界が社会保険料などの社会的コストの削減や民間での活用などを目的に推進しています。小泉構造改革でも提案されました。